

旧三共株式会社野洲川工場跡地に係る要望について

第一三共(株)は、平成27年7月3日、本市に対し旧三共株式会社野洲川工場跡地で、太陽光発電事業計画を提示しました。これまでのように農薬類の製造工場跡地として汚染土を保存的に管理されてきた状況とは異なり、新たな土地利用を展開されることとなります。

当地は、現在も有害物質(砒素、水銀)を含有する多量の汚染土が埋設されており、これが残存する問題は、将来にわたり地域の環境に不安を残すこととなります。また、展開される太陽光発電事業は第三者により長期間事業運営されることから、新たな権利が発生し、汚染土の処分等に係る責任の分散化が懸念されます。

本市としましては、野洲市環境を守り育てる条例に定めるとおり、市民の健康保持、生活環境の保全、健全な発展を目指すため、新たな土地利用計画が進められるこの機に当該工場跡地に埋設処理された汚染土の全面撤去について、7月22日の市長面談において口頭で要望すると共に、別紙書面により第一三共(株)に対して要望いたしました。

【提示された土地利用計画の概要】

場 所： 野洲市野洲 1041 番地 他 9 筆（旧三共株式会社野洲川工場跡地）
面 積： 約 64,000 m²（敷地面積）
利 用 計 画： 太陽光発電事業
事 業 運 営： 第三者による運営
設備の規模： 約 4,000kW
工 事 予 定： 平成 27 年（2015 年）9 月 ～ 平成 28 年（2016 年）3 月

【事業の提示から要望書提出までの経過】

平成 27 年 7 月 3 日 午前：滋賀県南部環境事務所に事業概要説明
午後：野洲市に事業概要説明（企画調整課、住宅課、環境課、道路河川課）
※ 事業着手に係る手続きにおいて、法的な問題はないと判断

7 月 22 日 第一三共(株)が、市長に事業計画を説明
※ 事業計画を歓迎する一方、新たな土地利用が開始されるこの機に、工場跡地に残存している不溶化処理された汚染土の全面撤去を市長から第一三共(株)総務部長（当該事業責任者）に今回の要望の主旨を口頭で伝える。

7 月 23 日 第一三共(株)による地元説明会（野洲自治会役員、市三宅自治会役員）
※ 滋賀県、野洲市とも提示の事業に問題はないと判断していると説明
※ 7 月 22 日に要望した件については一切触れられなかった。
(出席者に聞き取り)

8 月 4 日 市が第一三共(株)に対し要望書（平成 27 年 8 月 4 日付）を送付

8 月 7 日 第一三共(株)が市の要望書を受領

【法的な規制等】

① 土壤汚染対策法（平成 15 年 2 月 15 日施行）

目的：土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

第 3 条（概要）

土地の所有者等は、当該土地の土壤汚染の状況について、環境大臣が指定する者（指定調査機関）に調査させ、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、土地利用の方法からみて人の健康被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときを除く。

② 滋賀県公害防止条例

第 50 条（概要）

使用が廃止された特定施設で、その廃止時において指定有害物質をその施設において製造し、使用し、または処理していたものが設置されていた工場等の敷地であつた土地（以下「指定有害物質使用地」という。）において、土地の形質の変更をしようとする者は、汚染の状況について、規則で定める方法により調査し、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、予定されている利用の方法からみて土壤の指定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けた場合は、この限りでない。

第 50 条の 4（抜粋）

知事は、指定有害物質使用地の台帳を調製し、これを保管するものとする。

知事は、指定有害物質使用地台帳の閲覧を求められた場合は、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

※ 旧三共株式会社野洲川工場は、指定有害物質使用地台帳に登録されている。

※ 当該工場跡地は、①、②のただし書きを適用し、現時点では調査等を猶予されている。

【工場跡地に係る土壤汚染対策の経緯】

昭和 14 年 : 三共株式会社野洲川工場操業開始

昭和 30 年代 : 工場内で火災発生（詳細は不明）

焼失した農薬類、瓦礫を工場敷地内に埋設処理

昭和 48 年 : 農林水産省の指導を受け、工場敷地内に廃農薬（BHC、DDT）を埋設

平成 4 年 : 過去の火災で発生した廃農薬（砒素、水銀）等が埋設されていたものを場外撤去し、汚染土壤を不溶化処理 位置図 . . . 資料①

平成 18～20 年 : 工場閉鎖（平成 15 年）後、場内の土壤汚染を浄化処理

平成 21～22 年 : 埋設農薬(BHC、DDT)を全て場外へ搬出し、処分

※ 平成 4 年に不溶化処理された砒素・水銀を含有する汚染土が、現在も工場跡地に残存している。

上記概要 . . . 資料②

【資料】

要望書 旧三共株式会社野洲川工場跡地に係る要望について

資料① 旧三共株式会社野洲川工場跡地位置図

資料② 旧三共株式会社野洲川工場跡地での土壤対策概要



第一三共(株)

代表取締役社長 中山 讓治 様

野洲市長 山仲善彰



旧三共株式会社野洲川工場跡地に係る要望について

盛夏の候、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

貴社におかれましては、市内での長年にわたる事業継続により、地域経済の発展及び雇用確保等に多大なご貢献をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、去る平成 27 年 7 月 3 日、貴社から貴社所有の旧三共株式会社野洲川工場跡地（以下、「工場跡地」という。）の新たな土地利用計画についてご提示いただきました。ご計画案では、工場跡地全面を活用した太陽光発電事業の計画となっており、事業運営を第三者が行い、20 年間の事業計画となっています。

当該工場跡地では長年にわたり農薬類を製造されていた経緯があり、滋賀県公害防止条例に基づく指定有害物質使用地として県が登録している土地です。また、過去の工場火災時の砒素、水銀等の有害物質を集約してピットに埋設保管管理され、また貴社において多額の経費をかけて既に除去はされていますが、昭和 48 年の国の農薬規制に伴い市場から回収した農薬 249.8 トンを保管していた経緯もあります。こうした過去の経緯と現状を踏まえ、貴社は平成 15 年 3 月に工場を閉鎖後も、自社の責任において、これまで継続的な監視体制の下で周辺住民の健康被害が生じるおそれがないよう適正な土地管理を実施されてきました。

平成 23 年に長年の懸案であった上記の回収農薬の除去に際しては、本市も国の交付金と合わせて相当の支援をいたしましたが、その際に市民、地域からは地下ピット等に埋設保管されている砒素及び水銀の高濃度含有土（以下「砒素・水銀汚染土」という）の除去処理についても問題提起がなされました。しかし、当該土地が農薬工場の跡地として保存的に管理されているという前提で、貴社への要望を行いませんでした。

本市として、ご計画の太陽光発電事業計画は再生可能エネルギーを通じて温暖化対策に貢献するものとして歓迎いたしますが、これまでのような農薬工場跡地としての管理地とは異なり、新たな土地利用の展開であり、所有権に変更はないものの実質的な土地の管理責任に変更が生じ、残存する汚染土壌の処理に係る責任の分散等につながることを懸念しています。

なお、これまで貴社による工場跡地の地下水調査の結果からは、有害物質のエンドリンが現在も規定値を超えて検出され浄化処理が行われていることや、平成 4 年に貴社が工場跡地に不溶化処理された砒素・水銀汚染土を含有する有害物質が現在も埋設された状態で

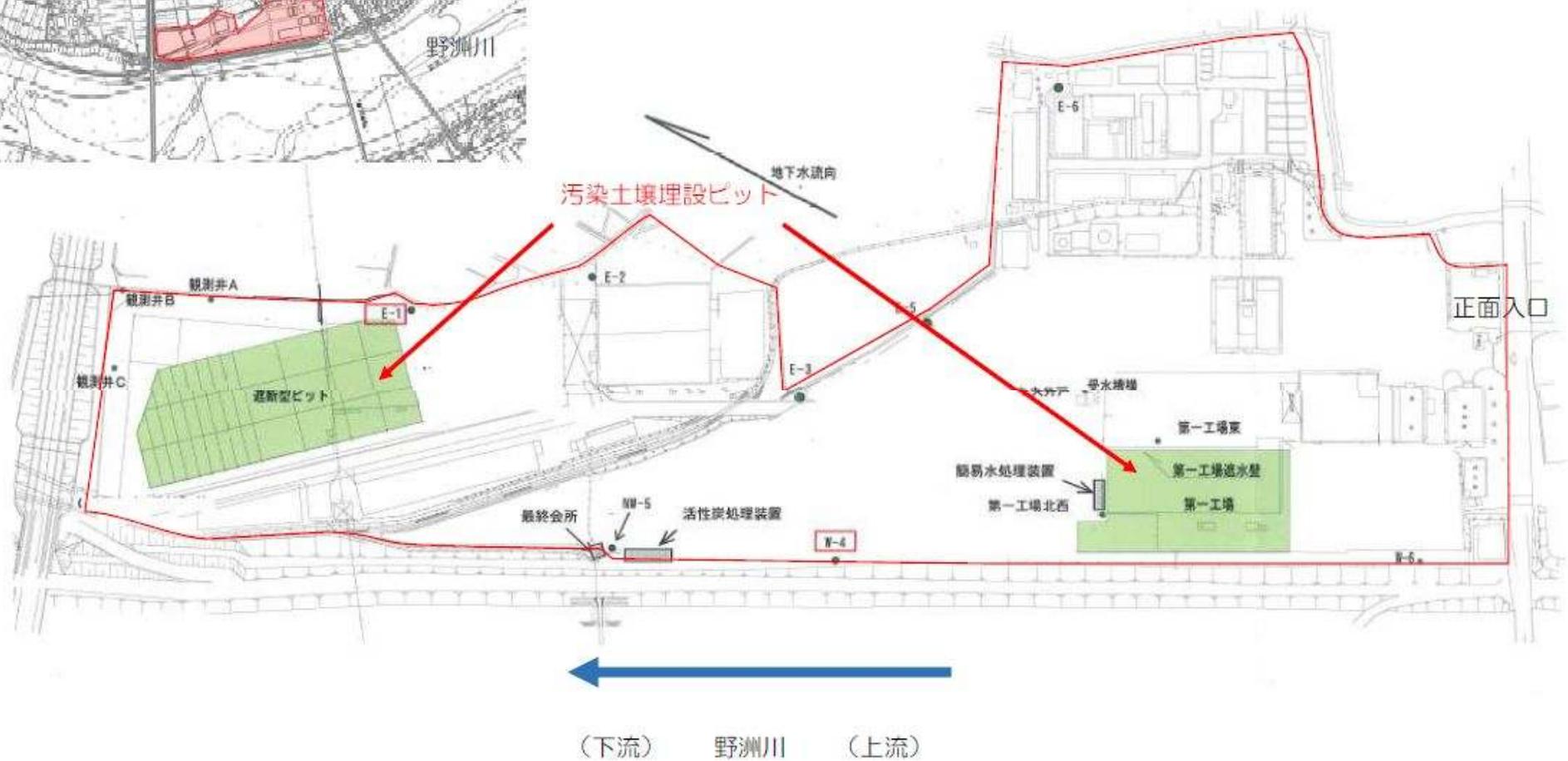
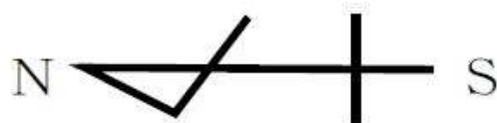
あることから、これらが残存する限り工場跡地の有害物質の問題は完全に解消されていないと考えています。

本市は野洲市環境を守り育てる条例に定めるとおり、市民の健康の保持、生活環境の保全、本市の健全な発展を、将来にわたって保全する責務があり、上記の状態が永続的になることは将来にわたって大きな課題を残すことになると考えています。

つきましては、ご提案の計画を進められるこの機会に、工場跡地に残存する有害物質を、貴社の責任において全面除去されるよう強く要望いたします。

旧三共株式会社野洲川工場跡地位置図

資料①



旧三共株式会社野洲川工場跡地での土壤汚染対策概要

資料②

	(1) 水銀・ヒ素含有農薬処理	(2) 工場閉鎖時の土壤汚染浄化処理	(3) 埋設農薬(BHC等)処理
除去時期	平成4年6月16日～同12月16日	平成18年7月24日～20年5月31日	平成21年11月1日～22年6月30日
対象物質	ヒ素、水銀 (昔の火災で発生したヒ素、水銀を含有する廃農薬が埋設されていた)	ヒ素、水銀、POPs農薬5種類 (工場閉鎖による調査で汚染確認)	BHC、DDT (昭和47年に使用禁止となった農薬を地下コンクリートピットに埋設)
市の支援	三共(株)(当時)独力による。 汚染土壤の埋設処理指導は滋賀県町(当時)は地元対策指導 工事費:記録なし	第一三共(株)独力による 汚染土壤の埋設処理指導は滋賀県市は地元対策指導 工事費:記録なし	埋設農薬適正処理事業補助金 全体工事費:301,350千円 補助対象費:284,817千円 県補助金: 135,081千円(国・臨時交付金) 市補助金: 7,000千円(一般財源)
工事概要	廃農薬(容器含む)撤去・外部処理 汚染土壤はコンクリート不溶化し、埋設処分	汚染土壤は洗浄処理のうえ埋め戻し 汚染が強いものは外部搬出	埋設農薬(容器含む)、ピット内土砂とも外部搬出・処分
監視対策	工事中及び埋設処理後の敷地内地下水モニタリング いずれも不検出	工事中及び浄化処理後の敷地内地下水モニタリング ・ヒ素、水銀は不検出 ・POPs農薬類が検出する箇所あり	地下水モニタリングを昭和47年より敷地内2箇所で年4回継続調査 いずれも不検出
周辺への影響	敷地外は15箇所の民家井戸で地下水モニタリング ・ヒ素、水銀は不検出	敷地外は15箇所の民家井戸で地下水モニタリング(井戸の位置は(1)と同じ) ・ヒ素、水銀は不検出 ・野洲の1箇所でクロルデンが指針値未満で現在も継続検出。 検出原因不明	なし
今後の対応	埋設処分が継続する間、モニタリング継続	ヒ素、水銀は継続(同左) POPs農薬はクロルデン1箇所除き休止	完了